

令和 7 年度沖縄県推奨優良県産品募集要項

沖縄県優良県産品推奨制度「一般部門」は、優れた県産品を推奨し、企業の「稼ぐ力」をより推進するため、「定番商品」と「高価格帯商品」で審査基準を分けて審査を行います。これにより、広く県民・観光客に普及することを目指す「定番商品」としての優良県産品と高い付加価値があり、販売数量が少なくても特定の顧客層に高い満足を与える「高価格帯商品」としての優良県産品をそのニーズに合わせて推奨できるようにすることを目的としています。

1. 申請資格

- (1) 県内に事業の本拠を有する製造業者又は販売業者であること。
- (2) 販路や売上の拡大を計画している者であること。
- (3) 関係法令に違反しない者であること。

2. 審査の対象

- (1) 県内で製造又は主たる加工がなされ、県内で製造・加工されていることが明示されている製品であること。
- (2) 推奨を受けることで、販路拡大や売上増加を計画していること。
- (3) 継続して量産することができる製品であること。
※「継続して量産」とは、常に製造・販売しており、いつでも消費者が購入できる状態にあることをいい、期間限定販売の製品等は対象外とする。
- (4) 一般消費者向けに販売している製品であること。
- (5) 申請時において販売を開始している製品であること。
- (6) 優良県産品として推奨を受けるために特別に調製したものではないこと。
- (7) 審査対象とする製品は、優良県産品事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限る（別紙 1「審査対象品一覧表」のとおり）。なお、一覧表にない製品の申請を希望する場合には、事前に事務局に相談すること。

化粧品、医薬部外品については、「医薬品等適正広告基準」（平成 29 年厚生労働省通知）により、県が優良県産品として推奨している事実を広告に利用できないことから、本事業の審査対象外とする。

3. 申請受付数

申請製品については、原則 1 社（1 組合）につき 1 製品とする。但し、フレーバー違い等をまとめて申請する場合には、それを 1 製品とする。ただし、現行推奨期間中の製品にて再度推奨を受けることを希望する場合は、申請受付数からこれを除くこととする。

4. 申請に必要な書類等

提出書類等	(1) 申請書【別紙様式】 (2) 事業計画書【別紙様式】 (3) 製品情報【別紙様式】 (4) 申請製品の空容器【2 点】 ※ 1 (5) 使用原料配合調書【別紙様式・1 製品につき 1 通】 (6) 製造工程表【別紙様式・1 製品につき 1 通】 ※ 2 (7) 営業許可証または営業届の写し（食品・許可業種のみ） ※ 3 (8) 製造または販売許可等を証明する書類の写し ※ 4 (9) 食品表示基準に係る栄養表示をしている場合、その表示に係る根拠資料等の写し ※ 4 (10) JAN 企業（メーカー）コード登録通知書の写し ※ 5 (11) 商品やチラシ等に特許、意匠登録、受賞等の表示をしている場合、これを証明する書類の写し (12) 当該製品の販売促進等に用いるチラシ類、カタログ等【各 2 点】 ※ 6
受付期間	令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 7 年 8 月 7 日（木）

留意事項：

- ※ 1 上記「(4)申請製品の空容器」には、通常の販売形態と同様に、外箱や内包装、商品説明書等を付け、賞味期限等の表示までなされた物を提出すること。(空容器が提出困難な場合は現物提出も可)
- ※ 2 食品については、衛生管理計画と記録(1カ月以上)
- ※ 3 製造所が複数にまたがる場合、上記「(7)営業許可証または営業届の写し」は、全ての製造所について提出すること。
- ※ 4 申請製品に栄養表示を記載している場合、上記「(9)表示に係る根拠資料等の写し」を提出すること。
(根拠資料は分析試験結果、引用元がわかるデータ、計算資料など) なお、申請製品が非食品の場合は、(8)、(9)の提出は不要とする。
- ※ 5 JAN 企業(メーカー)コード登録をしていない製品については提出不要とする。
- ※ 6 (12)の資料は任意で提出すること。(必要に応じて提出を求めることもあります。)

5. 申請書類の提出先**株式会社クロックワーク(優良県産品推奨事務局)**

〒901-0152 那覇市牧志 2-19-10 松善ビル 1 階 TEL : 098-941-3929 FAX : 098-941-3930

E-mail: yuryoukensanhin@clock-work.net ウェブサイト: <https://yuryoukensanhin.com/>

※受付時間: 8 時 30 分から 12 時、13 時から 17 時まで(土日、祝祭日を除く。)

※「(4)申請製品の空容器」等以外の書類は、メールにて提出すること。

6. 書類審査の実施

受付期間後、申請書類に不備があった場合や法令遵守の確認が出来ない製品、食品表示・栄養成分表示(食品のみ)に関わる基準を満たしていない製品、衛生管理計画にもとづいて実施した記録が確認出来ない製品等は書類審査不合格とする。不合格となった場合は、その理由を示し事務局より通知致します。

7. 申請製品の返品

原則として返品致しません。(返品が必要な場合は、事前にお申し出ください。)

一次審査に向けた商品現物の提出と返品について: 一次審査では試食、現物確認を行いますので、9 月上旬を目処に現物を送付してください。送付時期は事務局より通知致します。

8. 推奨基準**<定番商品>**

- (1) 商 品 力: 地元素材の活用など沖縄らしさが十分に感じられ、パッケージなども含めて優れた商品であるか。
- (2) ターゲット: ターゲットが明確であり、商品コンセプトや価格設定が市場ニーズを捉えている商品であるか。
- (3) 将 来 性: 市場ニーズに対して柔軟に対応でき、高い将来性を感じさせる商品であるか。
- (4) 生 産 力: 高品質の製品を安定的に生産でき、市場拡大や販路拡大にも対応できる商品であるか。
- (5) S D G s: 生産や供給が、地域社会への貢献や環境保全等に影響力を持つ商品であるか。

<高価格帯商品>

- (1) 商 品 力: 伝統の文化、素材を用いるなど、付加価値が高く、沖縄らしさが感じられる総合的に優れた商品であるか。
- (2) ターゲット: ターゲットが明確であり、県内外の高価格市場を見据えている優れた商品であるか。
- (3) 生産技術: 製造において伝統技術や独自の製法が十分に活用され、独自性を持つ優れた商品であるか。
- (4) 市 場 性: 県内外の高価格市場での販路拡大が期待できる実績や根拠を持つ優れた商品であるか。
- (5) 伝統・文化: 伝統の技術や文化と結びつき、普遍的な価値を感じさせる優れた商品であるか。

9. 審査結果

申請者へ通知致します。※推奨にあたっては、製品に必要な表示等、法規法令への対応が必要となります。

10. 推奨された製品について

推奨された製品は「沖縄県推奨優良県産品」として公式に認められ、公表するとともに、県内外での販路拡大を支援すべく、商談の設定、県主催のプロモーションイベントや、県内外の小売点での展示会への参加についても積極的にサポートいたします。

また、沖縄県の規定に基づき、製品に「推奨マーク」を表示することができます。このマークは品質の高さと信頼性の証であり、消費者に対する大きなアピールポイントとして、積極的にご活用ください。

注) 旧ロゴマークの使用は認めておりません。



(推奨マーク)

11. 推奨期間

推奨状交付後 3 年間を推奨期間とする。

12. 各賞の授与

(1) 最優秀賞

推奨製品の中から、最も優れた製品を選定し授与する。

(2) 優秀賞

推奨製品の中から、優れた製品を選定し授与する。

(3) U-22 特別賞 (任意)

推奨製品の中から、22 歳以下の新社会人や学生が企業等と連携し開発した製品で特に優れた製品を選定し授与する。

(4) 審査員特別賞 (任意)

推奨製品の中から、選定し授与する。

13. 推奨の取消し

- ・法令や規程に違反していることが確認された場合は、推奨を取り消すことがある。
- ・応募にあたっては、法令違反がないか予め確認すること。

14. 問合せ先一覧

当制度に関する問い合わせ ○株式会社クロックワーク 〒900-0013 那覇市牧志2-19-10 松善ビル1階 098-941-3929			
担当法律	沖縄県の各機関名		連絡先
	部署名	課・班名	電話番号
食品表示法【品質】 (一括表示、名称、原材料等)	農林水産部	流通・加工推進課 流通政策班	098-866-2255
食品表示法【衛生】 (アレルギー表示、添加物、保存方法、賞味期限等)監視票	保健医療介護部	薬務生活衛生課	098-866-2055
	北部保健所	生活環境班	0980-52-2636
	中部保健所	生活衛生班	098-938-9787
	南部保健所	生活衛生班	098-889-6799
	宮古保健所	生活環境班	0980-72-3501
	八重山保健所	生活環境班	0980-82-3243
食品表示法【保健】 (栄養成分等)	保健医療介護部	健康長寿課	098-866-2209
	北部保健所	健康推進班	0980-52-5219
	中部保健所	健康推進班	098-938-9701
	南部保健所	健康推進班	098-889-6591
	宮古保健所	健康推進班	0980-73-5074
	八重山保健所	健康推進班	0980-82-4891
不当景品類及び不当表示防止法	生活福祉部	生活安全安心課	098-866-2187
計量法	生活福祉部	計量検定所	098-889-2775
薬機法	保健医療介護部	薬務生活衛生課	098-866-2055

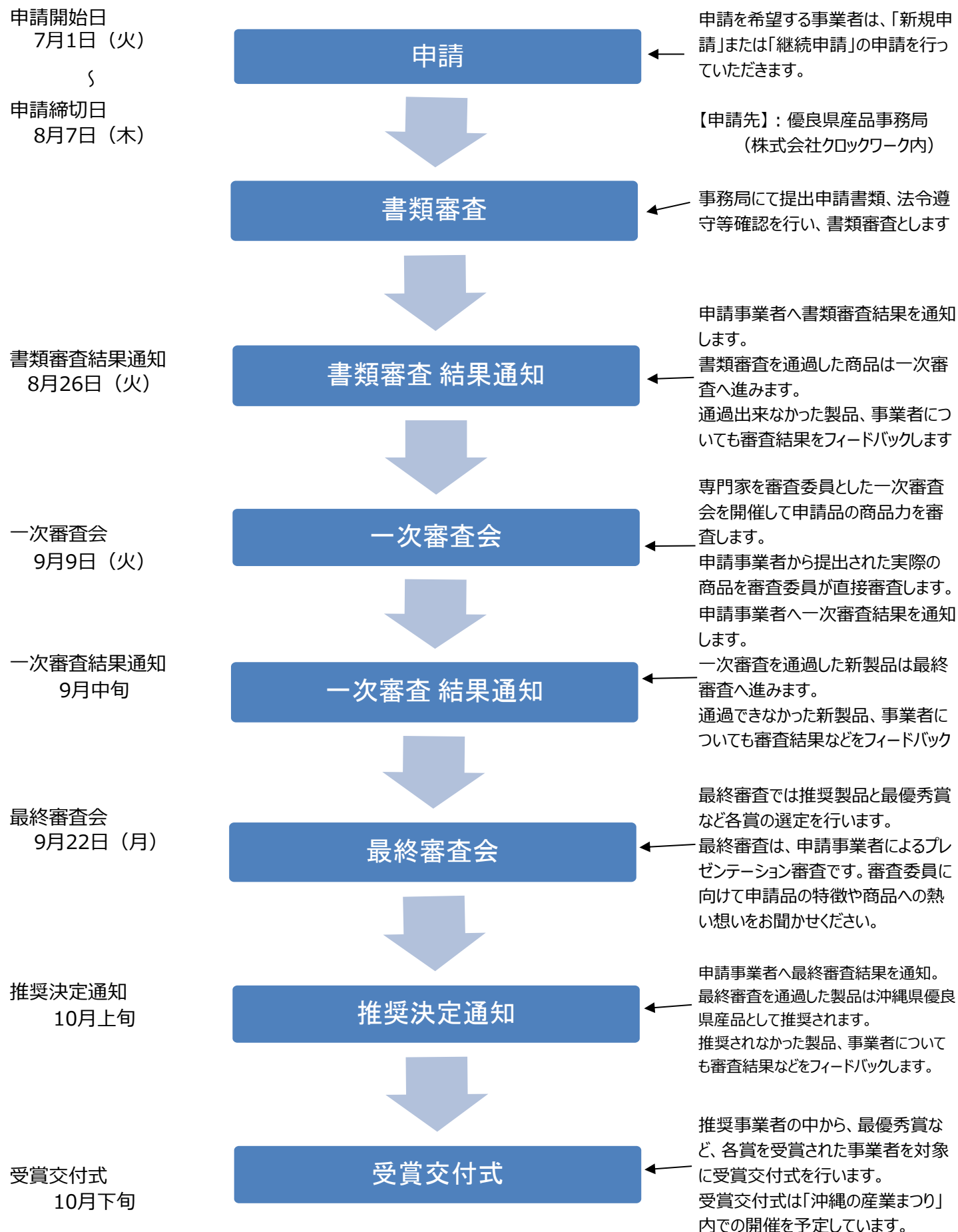
※那覇市内の事業者様におかれては、【衛生】・【保健】事項にかかるご質問は、那覇市保健所へご相談ください。

食品表示法【衛生】監視票	那覇市保健所	生活衛生課	098-853-7963
--------------	--------	-------	--------------

試験研究機関連絡先			
○沖縄県工業技術センター	うるま市州崎 12-2		098-929-0111
○（一財）沖縄県環境科学センター	浦添市字経塚 720 番地		098-875-1941

本事業委託元 ○沖縄県商工労働部 グローバルマーケット戦略課 那覇市泉崎1-2-2 県庁8階 TEL098-866-2340

推奨までのフローチャート



申請にあたっての記入要領、注意事項

1. 申請書

申請書及び事業計画書は、審査の対象となるので正確に記入すること。

- (1). 申請する部門
①一般部門 定番商品、②一般部門 高価格帯商品、③工業系部門 小売製品、④工業系部門 製法・工法製品、⑤NEXT 部門の中から、申請する部門を選択すること。
- (2). 製品の名称
申請する製品の名称を記入すること。
- (3). 規格（内容量）
ア. 申請製品の内容量等を記入すること。
イ. 同一製品で、規格(内容量・サイズ・色・デザイン等)が異なる複数の製品がある 場合は、その全ての規格を一製品として記入し、提出すること。 ※規格によってパッケージのデザインが大幅に異なる等の場合には、事務局の判断により規格違いでも別製品として申請していただく場合があります。
- (4). 営業の種類
当該製品の製造に関する許可を得ている営業の種類を記入すること。
- (5). 営業許可番号
当該製品の製造に関する営業許可証に記載のある番号を記入すること。
- (6). 申請製品の供給能力
申請製品のひと月における供給能力(出荷可能数等)を記入すること。
- (7). 製造所の所在地
当該製品の製造に関する全ての製造所の所在地を記入すること。
- (8). 製造所の名称
当該製品の製造に関する全ての製造所の名称を記入すること。
- (9). 創業開始年月日
創業開始年月日を西暦で記入すること。
- (10). 常用労働者数
令和 7 年 3 月末日現在の人数を記入すること。なお、常用労働者とは、次のいずれかをいう。
ア. 期間を決めず、又は 1 ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
イ. 日々又は 1 ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。
ウ. 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イ に該当する者。
エ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
オ. 事業主の家族で、その事業社に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受け取っている者。
- (11). 申請区分
「新規」または「継続」を選択すること。
- (12). 連絡担当者
申請を担当する氏名・所属部署・役職・連絡先を記入すること。
- (13). メールアドレス
担当者のメールアドレス、または担当者に通じるメーリングリスト等のメールアドレスを記入すること。
- (14). 申請品の製造開始年月日
申請製品の製造開始年月日を西暦で記入すること。
- (15). 標準小売価格
申請製品の標準小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)

- (16). PL 保険（生産物賠償責任保険）に加入している
「加入している」または「加入していない」を選択すること。
- (17). 出荷額・出荷先
全体の出荷額のうち申請製品の出荷額を記入すること。また、県内外への出荷比を記入すること。
- (18). 製品の特徴
申請製品について、特徴や強みなどを具体的に記入すること。
- (19). 今後の展開
申請製品について、県内・県外・観光客へ対する今後の展開を記入すること。
- (20). U-22 枠での申請
申請商品の企画者が 22 歳以下の場合「○」、22 歳以下でない場合「一」を記入すること。
- (21). U-22 企画者名
U-22 枠での申請の場合、企画者の氏名を記入すること。
- (22). 企画者の年齢
企画者の年齢を記入すること。
- (23) 申請製品の販売ルート（予定）
推奨後の販路拡大において、展開を予定する項目全てに「○」を記入すること。
該当が無い場合は「その他」に記入すること。

2. 事業計画書

(1) . 事業概要

- ①. 事業概要
どのような事業を行っているかの概要などを記入すること。
- ②. 操業開始年月
操業開始年月日を西暦で記入すること。
- ③. 常用労働者数
令和 7 年 3 月末日現在の人数を記入すること。なお、常用労働者とは、次のいずれかをいう。
ア. 期間を決めず、又は 1 ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
イ. 日々又は 1 ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。
ウ. 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに該当する者。
エ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
オ. 事業主の家族で、その事業社に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受け取っている者。
- ④. 年間売上高
直近の年間売上高を記入する事
- ⑤. 資本金等
資本金、出資金又は元入金を記入すること。

(2) . 申請製品情報

- ①. 製品名
申請する製品名を記入すること。
- ②. 規格（内容量等）
ア. 申請製品の内容量等を記入すること。
イ. 同一製品で、規格(内容量・サイズ・色・デザイン等)が異なる複数の製品がある 場合は、その全ての規格を一製品として記入し、提出すること。 ※規格によってパッケージのデザインが大幅に異なる等の場合には、事務局の判断 により規格違いでも別製品として申請していただく場合があります。

③. 販売年月日

申請製品の販売開始年月日を西暦で記入すること。

④. 価格

申請製品の小売販売単位(本、枚、パック等)と小売販売単位毎の製造価格、卸売価格、希望小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)

⑤. 利益率

申請製品の利益率を記入すること。

⑥. 納品単位/回

1 回あたりの納品単位を記入してください。

⑦. 当該製品の特徴等

当該製品の特徴等を具体的に記入してください。

⑧. ターゲット

ア. 申請製品の販売においてターゲットとして設定している性別、年齢層を記入すること。

イ. 申請製品の商標取得または取得予定の有無を記載すること。

ウ. 想定している販売市場を選択すること。

エ. その他の特筆する事項があれば記載すること。

(3) . 販売計画及び事業計画

1. 申請製品について

①. 1 年目の目標値

ア. 申請製品販売数量

申請製品の 1 年目(令和 7 年 11 月から令和 8 年 10 月末日)の目標値(数量、金額)を記入すること。

イ. 申請製品生産可能数量

当該申請製品の 1 年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ. 販売先(想定・希望)

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってほしいか、可能な限り具体的に 記載すること。

エ. 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

※. 同様に 2 年目～5 年目の目標値を記入すること。

2. 申請製品も含めた会社全体の売上高(目標値)を記入

①. 1 年目～5 年目の会社全体の売上高(目標値)を記入すること。

(4) . 優良県産品推奨の活用計画

○優良県産品推奨の活用計画：優良県産品推奨を御社事業にどのように活用されるのかをご記入下さい。

(5) . SDG s への取組について

○SDG s への取組について：申請製品に関する SDG s の取り組みがあればご記入下さい。

3. 製品情報詳細(共通)**食品・工業製品共通**

(1). JAN コード

JAN コードを記入すること。

- (2). メーカー・ブランド
メーカー名、ブランド名があれば記入すること。
- (3). ITF コード
ITF コードを記入すること。
- (4). 商品番号
商品番号、または型番を記入すること。
- (5). 販売者
販売者の名称および住所を記入すること。
- (6). 内容量
数値で記入すること。また単位も記入すること。
- (7). 内容量(1 個あたり)
1 個あたりの内容量を数値で記入すること。また単位も記入すること。
- (8). 税率
製品に係る税率を記入すること。
- (9). 商品サイズ
各荷姿のサイズ・総重量・入り数を数値で記入すること。
縦(奥行)・横(幅)・高さの単位は mm。総重量の単位は g もしくは ml
- (10). 発注単位
発注単位を記入すること。
- (11). 納品リードタイム [日]
当該製品の発注から納品までの日数を記入すること。
- (12). 生産数(日産)
1 日あたりの生産数を記入すること。
- (13). 受注可能数量
当該製品の受注可能数量を記入すること。
- (14). 注意事項
当該製品の注意事項があれば記入すること。

食品のみ

- (15). 賞味期限
製造日を含めた賞味期限の日数を記入すること。
- (16). 製造日表示の有無
「有」または「無」を記入すること。
- (17). 保存方法
当該製品の保存方法を記入すること。
- (18). 流通温度帯
当該製品の流通時の温度帯を記入すること。
- (19). コンタミネーション表示の有無
食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー 物質が微量混入してしまう場合
「有」、混入しない場合「無」を記入すること。
- (20). コンタミネーション表示内容
コンタミネーション表示がある場合、内容を記入すること。
- (21). 一括表示
当該製品の一括表示の写真を貼り付けること。

表示内容(文字)が確認できないサイズの場合は、別途提出すること。

(22). 一括表示以外の自主表示事項

一括表示以外の自主表示事項があれば記入すること。

(23). 栄養成分規格

一括表示に記載されている栄養成分・成分値・単位を記入すること。

(24). 表示単位

一括表示に記載されている表示単位を記入すること。

(25). 栄養成分表示の有無

「有」または「無」を記入すること。

(26). 栄養成分強調表示の有無

「有」または「無」を記入すること。

(27). 品質保持剤の有無

「有」または「無」を記入すること。

(28). 品質保持剤名

品質保持剤の有無で「有」とした場合、品質保持剤名を記入すること。

4. 申請書以外に必要な関係書類等

(1). 申請製品の空容器 3 点

ア. 関係法令に照らした表示審査の対象となります。店頭での販売形態をほどこしたものを提出すること。

イ. 通常の販売形態と同様に、外箱や内包装、商品説明書等も含め、賞味期限等の表示 までなされたものを提出すること。

ウ. 空容器の提出が困難な場合は、製品現物の提出も可。

(2). 使用原材料等配合調書

ア. 使用原材料の記入にあたっては、配合率の高いものから順に記入すること。

イ. 各項目は規格書に記載されている内容を正確に記入すること。「そうけんくん」や「e-Base」等の情報があれば左記で代用可能とする。

(3). 製造工程表

ア. HACCP の取組状況を記入すること。

イ. 衛生管理計画を立てる際に使用した手引きを記入すること。(厚生労働省で公開されている手引き等)

ウ. 基本的な製造過程を詳細に記入すること。特に機械を用いている場合はその機械名を、手作業で行っている場合は手作業と記入すること。

例：ジャムを容器に入れる工程について、充てん(充填機)、充てん(スプーン を用いた手作業)のように記入すること。

エ. 使用原材料等配合調書に記入された使用原材料及び使用添加物が工程のどの段階 で使用あるいは、添加されるのかを明示すること。

オ. 原材料及び添加物については、通常一回の工程で使用される量を記入すること。

カ. 製造所が複数にまたがる場合は、工程表の各段階で製造所名を記入すること。

キ. 製造工程の一部を県外製造所で行っている場合はその理由を記入すること。

ク. 工程表は別に定める様式を使用し、別紙 3 記入例を参考に記入すること。

(4). 営業許可証又は営業届の写し

ア. 食品衛生法に定める有効期限内の営業許可書又は営業届の写しを提出すること。

イ. 申請者が販売業者である場合は、申請製品の製造業者について提出すること。

ウ. 申請製品の製造所が複数にまたがる場合は、すべての製造所について提出すること。

(5). 製造又は販売許可等を証明する書類の写し

上記(4)の食品衛生法に定める「営業許可書又は営業届」以外に、申請製品の製造又は販売について許可等を要する場合は、その許可等を受けていることを証明する書類の写しを提出すること。

(6). JAN 企業(メーカー)コード登録通知の写し

JAN コード登録申請後に届く JAN 企業(メーカー)コード登録通知の写しを提出すること。

(7). 成分分析試験等の結果の写し

健康増進法による栄養表示(いわゆる成分表示や強調表示と呼ばれる表示など)を製品に表示している場合は、その表示の根拠資料等が必要です。

※根拠資料は分析試験結果、引用元がわかるデータ、計算資料など内容(試験結果)に合致した表示となっているかについて表示審査の対象となります。

(8). HACCP の管理記録簿(直近 1 ヶ月分)

衛生管理計画にもとづいて実施した記録を提出すること。

以上

審査対象品一覧表

- 「一般部門」の審査対象品は下表のとおりで、優良県産品推奨事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限ります。下表に無いものを申請しようとする場合は、事前に当事務局まで御相談願います。
【優良県産品推奨事務局連絡先】
株式会社クロックワーク 電話：098-941-3929／FAX：098-941-3930
- 申請対象製品は、消費者が直接デパート、スーパー、土産品店等で購入できるもの、または、通信販売やインターネット上で直接注文購入できるもので、販売価格が5万円以下の製品に限ります。
- なお、裁断や包装等の簡易な加工のみの製品、賞味期限又は消費期限が製造日から3日未満の製品は対象外となります。

一 般 製 品

大分類	中分類	審査対象品
1 農産加工食品	1-1 野菜加工品	14-3-1 乾燥しいたけ 13-8-1 健康食品（きのこ複合菌糸体） 13-8-2 健康食品（アガリクス粒）
	1-2 果実加工品	5-2-1 ジャム類
	1-3 茶、コーヒー及びココアの調製	
	1-4 香辛料	7-2-1 島とうがらし（コーレーグース）
	1-5 めん・パン類	4-2-1 乾めん 4-2-2 生めん 4-2-7 ゆでめん
	1-6 穀類加工品	4-2-6 麴 4-1-1 米（玄米）
	1-7 菓子類等	9-1 菓子類 12-1-2 レトルト食品（菓子類） 2-4-1 氷菓
	1-8 豆類の調製品	4-2-3 豆腐よう
	1-9 その他の農産加工食品	5-1-1 農産物漬け物 5-1-2 酒粕漬け 13-9-1 健康食品（ウコン食品） 13-1-1 健康食品（ローヤルゼリー）
2 畜産加工食品	2-1 肉製品	1-1-1 乾燥食肉製品 1-1-2 非加熱食肉製品 1-1-3 特定加熱食肉製品 1-1-4 加熱食肉製品
	2-2 酪農製品	2-1 牛乳(-1 牛乳、-2 加工乳) 2-2 乳製品(-1 チュルチーズ、-2 はっ酵乳、-3 乳飲料) 2-3-1 アイスクリーム 2-3-2 アイスミルク 2-3-3 ラクトアイス
	2-3 加工卵製品	
	2-4 その他の畜産加工食品	
3 水産加工食品	3-1 加工魚介類	1-2-1 魚肉ねり製品 6-1-1 乾燥魚肉 6-1-2 塩辛 6-1-3 水産物加工食品（みどり貝 11-1-4 生食用冷凍鮮魚介類 13-2-1 魚油ゼラチン粒
	3-2 加工海藻類	6-2-1 コンプ粉末 6-2-2 乾燥もずく、乾燥ひじき 6-2-3 海藻こんにやく 6-2-4 うるす
	3-3 その他の水産加工食品	14-1-1 つくだ煮
4 その他の食料品	4-1 調味料及びスー プ	4-2-4 みそ 4-2-5 油みそ 7-1-1 塩 7-1-2 塩（添加物入り） 7-1-3 砂糖 7-1-4 シロップ 7-1-5 たれ 7-1-6 めんつゆ 7-1-7 調味料
	4-2 食用油脂	8-1-1 香味食用油
	4-3 調理食品	12-1-1 レトルト食品 14-3-2 新含気調理食品
	4-4 他に分類されない食料品	3-2-1 粉末清涼飲料水 11-1-1 無加熱摂取冷凍食品 13-7-1 クロレラ製品 11-1-2 加熱後摂取冷凍食品（凍結直前加熱） 11-1-3 加熱後摂取冷凍食品（凍結直前加熱以外のもの）
5 飲料	5-1 アルコールを含まない飲料	◎清涼飲料水（3-1-1 ミネラルウォーター類、3-1-2 果汁を使用したジュース類、3-1-3 その他清涼飲料水）
	5-2 アルコールを含む飲料	◎ビール ◎果実酒 ◎泡盛 ◎蒸留酒 ◎穀物を原料として発酵させた飲料

※ 大分類及び中分類は日本標準商品分類により分類

※ 審査対象品の左記番号は沖縄県優良県産品規格基準表の分類番号

審査対象品一覧表

- 1 「一般部門」の審査対象品は下表のとおりで、優良県産品推奨事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限り、下表に無いものを申請しようとする場合は、事前に当事務局まで御相談願います。
【優良県産品推奨事務局連絡先】
株式会社クロックワーク 電話：098-941-3929／FAX：098-941-3930
- 2 申請対象製品は、消費者が直接デパート、スーパー、土産品店等で購入できるもの、または、通信販売やインターネット上で直接注文購入できるもので、販売価格が5万円以下の製品に限り、
- 3 化粧品、歯磨き等の医薬部外品、電化製品・大型家具・家庭園芸用品等の生活用品及び美術品、伝統工芸品（製造工程で技法を用いる事は可）等の文化用品の他、裁断や包装等の簡易な加工のみの製品は対象外となります。

一 般 製 品

大分類	中分類	審査対象品
1 台所用品 及び食卓 用品	1-1 調理器具	◎ボール ◎洗いおけ ◎あわだて器 ◎フライ返し類 ◎しゃくし類 ◎こし器類 ◎皮むき器、おろし器及び削り器 ◎その他の調理用具
	1-2 料理器具	◎かま ◎なべ ◎フライパン ◎その他の料理器具
	1-3 飲食器	◎さら ◎カップ ◎スープわん ◎その他の飲食器
	1-4 食卓器具類	◎ピッチャ類 ◎調味料入れ ◎盆 ◎その他食卓器具類
	1-5 食料貯蔵器具	◎ポット・水筒 ◎弁当箱 ◎重箱 ◎その他食料貯蔵器具
	1-6 食卓用はし等及 び同附属品	◎食卓用ナイフ ◎フォーク ◎スプーン ◎はし ◎はし箱 ◎はし置き ◎れんげ・受け皿
	1-7 バーアクセサリ	◎カクテルシェーカー ◎ドリンクミキサー ◎その他のバーアクセサリ
	1-8 その他の台所用 品及び食卓用品	◎食事用紙製品 ◎レモン絞り器 ◎ストロー ◎他に分類されない台所用品及び食卓用品
2 衣服	2-1 外衣等	◎かりゆしウェア ◎その他外衣類
	2-5 くつ下等	◎くつ下 ◎足袋 ◎帽子 ◎手袋
3 身の回り 品	3-1 ハンカチーフ等	◎ハンカチーフ ◎ネクタイ ◎スカーフ及びネッカチーフ ◎その他えり飾り
	3-3 ズボン吊り等	◎ズボン吊り ◎くつ下止め ◎アームバンド ◎衣服用ベルト ◎バックル
	3-4 和装用身の回り品	◎帯どめ・帯あげ ◎羽織ひも ◎ふろしき ◎その他和装用身の回り品
	3-9 その他の身の回り品	◎袋物 ◎かばん ◎かさ及びつえ ◎扇子 ◎財布
4 履物	4-1 履物	◎革靴 ◎地下足袋 ◎スリッパ ◎サンダル ◎下駄 ◎草履 ◎スポーツ専用靴
5 装身具、 身辺細貨 品及び銀 器	5-1 装身具	◎指輪 ◎ネックレス ◎イヤリング ◎ブレスレット類 ◎ペンダント ◎ブローチ及びこれに類するもの ◎カフスボタン、ネクタイピン及びこれらに類するもの
	5-2 化粧用具等	◎ブラシ類 ◎クシ ◎ヘアピン ◎かつら ◎つけひげ
	5-3 銀器等	◎花器 ◎キャンドルスタンド ◎賞杯 ◎酒器
	5-4 その他の装身具	◎時計バンド ◎キーホルダー ◎室内装飾用造花
6 家庭用繊維 製品	6-1 敷物及びカバー等	◎床敷物 ◎座ぶとん及びクッション ◎寝具 ◎カーテン及びとばり ◎いすカバー及び座ぶとんカバー ◎テーブル掛け
7 その他の 住生活用 品	7-1 電気を使用しない 家庭用器具	◎洗たく器 ◎衣類しぼり器 ◎たらい ◎その他の洗濯器具及び洗濯用品 ◎ほうき類 ◎ブラシ類 ◎ちり取り ◎その他の清掃器具
	7-2 台所用ハンガー類	◎台所用ハンガー ◎ふきん掛け ◎網だな
	7-3 小型家具	◎器物台 ◎帽子掛け及びかさ（傘）立 ◎その他小型家具
	7-4 装飾品	◎花器・花器台 ◎香器及び茶器 ◎置物 ◎額縁 ◎額さら
	7-5 すだれ等	◎日おい ◎日よけ ◎すだれ
	7-6 他に分類されな い住生活用品	◎衣類用ハンガー ◎郵便受け及び状差し ◎ごみ箱 ◎他に分類されないその他の住生活用品（園芸用品、芸術品を除く）
8 家庭用合成 洗剤及び化 学製品	8-1 家庭用合成洗剤	◎合成洗剤（衣料用） ◎合成洗剤（衣料用を除く）
	8-2 家庭用化学製品	◎家庭用洗淨剤 ◎家庭用つや出し剤類 ◎家庭用染料 ◎家庭用接着剤
9 娯楽装置及 びがん具	9-1 室内娯楽用具	◎囲碁、将棋、チェス及びマージャン ◎その他の室内娯楽用具
	9-2 がん具及び人形	◎がん具類 ◎人形 ◎その他のがん具
10 その他の 生活用品	10-1 マッチ及び線香等	◎マッチ ◎ろうそく ◎くん物 ◎線香
	10-2 その他生活用品	◎その他の生活用品（※事前に御相談ください。）